

# 津市農業委員会だより

第37号 令和4年12月発行

編集発行  
津市農業委員会  
〒514-8611  
津市西丸之内23番1号  
電話番号 059-229-3176



## 令和4年度 市長と農業委員との懇談会

### 目 次

人・農地プランから地域計画へ……………	2, 3	広がる！ 米粉の世界……………	6
新規就農～チェックしてほしいコンテンツを 紹介します！……………	4	農業者にとって農業者年金加入は 大切です！……………	7
農業委員会の活動報告……………	5	農業委員会からのお知らせ……………	8



### 《広告のコーナー》

相続でお悩みの方へ  
この実績が信頼の証  
相続税申告実績 560 件超  
相続に関するすべての相談は  
中田会計事務所へ  
相続財産のたな卸と一緒にしませんか？

※この案内をご覧になった方 初回相談無料！  
電話番号：059-232-9000

税理士法人 中田会計事務所

津市一身田中野132-1

中田会計事務所

検索



スマホで  
確認！



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。）



平成24年以降、地域での話し合いにより、各地区で人・農地プランを作成・実行してきていましたが、高齢化や人口減少等により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されることが難しくなってきました。

今後は農地が利用されやすくなるよう、また、農地の集約化等に向けた取組を進めるため、**人・農地プランを法定化し**、地域における農業の将来の在り方等について話し合いを行い、**地域計画を定めることになりました**。（令和5年4月施行）

## 人・農地プランとは？

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「**未来の設計図**」のようなもので、作成する地域の範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもつと広い範囲でも可能です。

5年先、10年先の地域の農地を**だれが、どうやって守っていくのか**、次の1～3までの作業のもと、地域の皆さんで話し合っていただき、決めていくことになります。

- 1 農業者の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認する
- 2 1のアンケートにより地図化し、5～10年後に後継者がいない農地など地域の農地の現状見える化する
- 3 1と2の結果を基に、農業者、地権者、市町村、JA、農業委員会、中間管理機構（農地バンク）、土地改良区等の関係者が話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体（担い手等）の在り方を決める



また、作成された人・農地プランが実質化されることにより、以下のような様々なメリットがあります。

- 1 規模拡大を考えている方に農地の集積を図ることで、耕作放棄地の発生を防止できる
- 2 地域への支援策として、実質化を要件としている各種補助事業を活用することができる  
**<例>**
  - ・原則49歳未満で独立・自営就農する方への「新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）」
  - ・中心となる経営体に農地を集積した地域への「機構集積協力金」
  - ・認定農業者への「スーパーH資金の当初5年間無利子化」など

- 3 集落の新規就農者や後継者が定着しやすくなる

なお、人・農地プランは、隨時、見直すことができますので、最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。一旦プランを決めて、

- 1 新規就農者が新たに出てきたとき
- 2 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体になるとき

などは、見直しをすることにより、前述の各種補助事業の支援策を受けることができます。

## 地域計画とは？

「農業経営基盤強化促進法の改正法」が令和4年5月に成立し、人・農地プランは法定化により**地域計画**になります。地域が目指すべき農地利用の姿を明確化する中で、地域住民等の意向を取りまとめて公表するものです。

人・農地プラン  
( 地域農業の将来の在り方 )

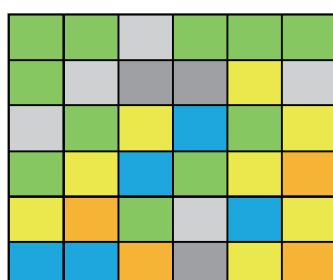


地域計画  
( 地域農業の将来の在り方+目標地図 )

ポイント

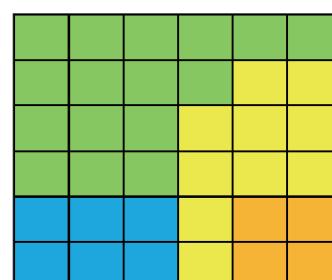
- 地域の農業関係者で協議
  - ・どこで何を作付けするかなど地域の将来像を協議
  - ・地域の農地を①農業利用する区域  
②保全管理する区域 ] に分類し、①の区域で地域計画を策定する
- 目標地図を作成
  - ・10年後の姿として、農地を集約し、1筆ごとに利用者を明確化した地図を作成する

<現状>



地域内の分散した農地利用

<目標地図>



扱い手ごとに集約化した農地利用

農地の集積・  
集約化で  
コスト削減

### ■ 市町村が目標地図を含む地域計画を策定し、公告する

- ・策定は施行（令和5年4月）から2年以内（令和7年3月予定）
- ・すぐに受け手が見つからない場合は随時調整

地域の農業を支えてこられた方が高齢化する中で、これから地域の農業を担っていく世代が効率的な農地利用をしていくためにも、農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

農業者の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

### 【主な問い合わせ先】

- ◆津市農林水産政策課農業振興担当 電話：059-229-3172 FAX：059-229-3168
- ◆津市農業委員会事務局 電話：059-229-3176 FAX：059-229-3168
- ◆津安芸農業協同組合営農振興課 電話：059-229-3502 FAX：059-229-3518
- ◆みえなか農業協同組合営農企画課 電話：0598-28-8804 FAX：0598-30-5535
- ◆各総合支所地域振興課

## 新規就農～チェックしてほしいコンテンツをご紹介します！

### 新・農業人ハンドブック 2022 ～農業を始める方が使える支援策



「農業をやってみたいけど、誰に相談したらいいか分からない」、「どんな支援策があるのかな」こんな疑問をお持ちの方向けに、就農相談窓口や就農体験（インターフィップ）等の情報、研修中にうけられる資金の情報、就農開始直後に受けられる資金や無利子の融資等の情報、経営確立後も受けられる収入保険や補助金の情報など、それぞれのステージ別に活用可能な情報をまとめています



(新規就農の促進：農林水産省HPより)



### 農業をはじめる.JP

「農業をはじめる.JP」は日本中の就農に関する情報が集まるポータルサイトです。農林水産省だけでなく、関係省庁や自治体、JAグループ等が行っている支援やサービス、民間企業等が実施する農業体験や農業研修、就農相談会等に関する情報が掲載されています。

全国新規就農相談センターでは、農業に興味のある方々へ向けて就農関連のイベント情報や就農に役立つ知識などをお伝えする「新規就農メールマガジン」を発行しています。農業に興味のある方は是非ご登録ください。



### MAFF アプリ で農林水産省とつながる。 役立つ情報が直接とどく！

MAFFアプリは農・林・漁業に携わる皆さんに役立つ情報を農林水産省から直接お届けするスマホ用アプリです。農林漁業者やその関係者だけでなく、どなたでも無料でご利用いただけます。（通信に要するデータ通信料等は、利用者の負担となります。）

プロフィールとして設定いただいたお住まいの地域や作目、関心事項等に応じて、役立つ情報をお届けします。また、現場の情報を農林水産省に直接届けることができます。



MAFFアプリで検索、アプリをダウンロードいただき、是非ご活用ください。

(新規就農の促進：農林水産省HPより引用しています。)

# 農業委員会の活動報告

新たな農業委員会委員・  
農地利用最適化推進委員  
による活動

## 令和4年度第1回臨時総会 ▶

令和4年4月1日(金)

令和4年4月1日からの新たな農業委員会委員24名による新体制発足に伴い、会長、会長職務代理者の選任のほか、第1農地部会及び第2農地部会の構成員の互選、農地利用最適化推進委員などを決定しました。

辞令交付終了後、臨時総会を開催しました。



## 第1回事業推進会議 ▶

令和4年8月10日(水)

地域別事業推進会議で取りまとめた各地域での意見を、11ブロックの代表委員が持ち寄り、意見交換の場とする事業推進会議を開催しました。

津市は平地から山間地まで多種多様な営農条件があり、地域の意見・情報交換を行いました。



## ◀ 第1回地域別事業推進会議

令和4年7月20日(水)～7月29日(金)

農地利用の最適化を着実に推進するため、各地域が抱える農業の課題と対策等を考える機会として、地域別事業推進会議を市内11ブロックで開催しました。

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が意見を持ち寄り、農地利用状況調査（農地パトロール）に向けた打合せのほか、地域農業の現状と課題等について意見交換を行いました。



## ◀ 市長と農業委員との懇談会

令和4年10月25日(火)

日々の委員会活動の中で把握した地域農業の課題を市長に届ける機会として、農業委員会から提出する「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を基に市長と農業委員が懇談会を行いました。

市長との意見を通じ、課題に対する認識を深めることができました。

# 広がる！ 米粉の世界

米粉（こめこ）とは、お米を粉にしたものです。

古くは奈良時代からせんべいや和菓子に使われてきましたが、最近では、細かく粉にする技術が進化し、パンやケーキ、麺類などの様々な加工品が米粉で作れるようになりました。

民間では、利用拡大に向け、製粉コスト低減の取組のほか、グルテンを使用しない米粉商品の開発、増粘剤や油脂等の代替として使用できる新たな米粉加工品（米ピューレ、アルファ化米粉など）を活用した商品の開発が進むなど、様々な取組が実施されています。



## 優れたアミノ酸バランス

アミノ酸スコア



米粉は、人に必要なアミノ酸のバランスが優位。

米のタンパク質はアミノ酸スコアが高く、人に必要なアミノ酸のバランスが小麦よりも優れています。

※米は精白米、小麦は中力粉の数値。(出展:「食品のたんぱく質とアミノ酸」科学技術庁資源調査書(昭和 61 年))

※アミノ酸スコア: 人間が食物として摂取しなければならない「必須アミノ酸(9種)」について、その含量を人が必要とする基準値で除して%表示したもの。

## 米粉ジャパン！



お米の 1 人あたりの年間消費量は、昭和 37 年度をピークに減少傾向にあり、農林水産省では、お米の消費を増やすため、「米粉」の利用拡大に力を入れています。今後の米粉の普及に当たっては、ノングルテンや用途別基準適合など、日本産米粉の特徴を活かした米粉製品によって、その魅力を国内外にアピールしていくことが重要と考えています。

日本米粉協会が「米粉ソング」をリリースしていますので、日本米粉協会ホームページより、是非ご視聴ください。米粉利用を広める目的であれば、ネット配信、店頭での演奏は「無料」にてご利用可能となっています。

(記事の内容については、農林水産省ホームページ  
「広がる！ 米粉の世界」から引用しています。)



# 農業者にとって農業者年金加入は大切です！

平均寿命、平均余命が男女とも伸びており、年金の必要性・重要性は増しています。老後生活を考えると国民年金だけでは不足、老後生活の安定に農業者年金への夫婦加入が必要です。

スマートフォン(スマホ)でシミュレーターを使って

簡単に年金受給額試算をしてみましょう！

① 農業者年金基金のホームページを検索。

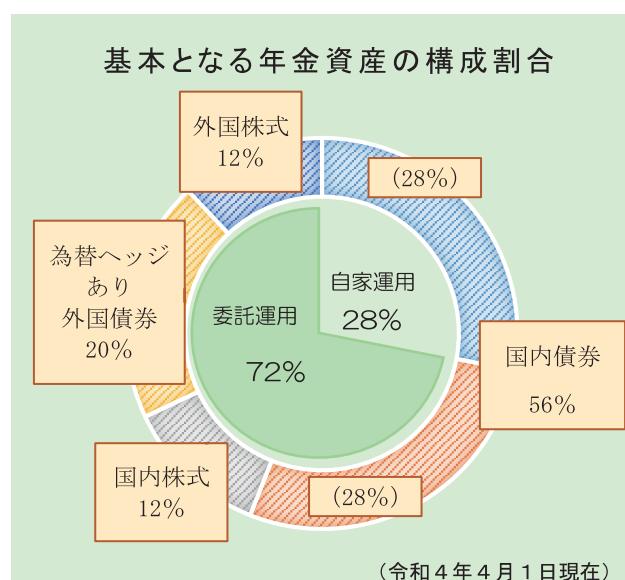
② 農年 検索 で検索、をクリック。

③ 必要事項を記入し、シミュレーション をクリック。

④ 年金額の試算結果が表示されます。

●安全性と一定の利回りの確保を目指した運用をしています。

農業者年金は、保険料を納付している被保険者であるときと60歳に到達するなど年金の受給開始を待っている待機者であるときの資産運用は、年金資産の安全かつ効率的な運用のため、長期にわたり維持すべき資産割合を設定して、円グラフのように複数の資産に分散し、リスクの少ない国内債券を中心に株式等を一定割合組み合わせて、一定の利回りを確保するよう運用しています。（期待する運用利回りは1.75%、想定される乖離幅3.80%）



\*農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)の年金や確定拠出年金(イデコ)に重複加入はできないことになっています。農業者年金に加入した場合には、加入した時点でそれらの加入資格を失うことになり、脱退扱いとなります。

（記事の内容については、一般社団法人 全国農業会議所発行の「農業者の老後に安心を 農業者年金制度と加入促進 2022年度版」から引用しています。）

# 農業委員会からのお知らせ

## 農地パトロールを実施しました

農業委員会では、農地の有効利用を図るために遊休農地等を把握し、それぞれの状況に応じた対策を推進するために、毎年、農地パトロールを実施します。

今年も8月2日から9月27日にかけて、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員が各地区でパトロールを行いました。

耕作再開や耕起等で遊休農地が解消されたところも若干ありました。ほとんどの農地で雑草が繁茂するなど、荒廃している状態でした。

農地をお持ちの方は草刈りや除草等を定期的に行い、適正な管理をお願いいたします。



**農地パトロール**  
実施中 農業委員会

編  
集  
後  
記

私が住んでいる美杉地域は、津市の面積の約3分の1を占め、その面積の約9割が森林に覆われている山間地域になります。この自然豊かな美杉地域では、化学肥料を一切使用していない「美杉清流米」をはじめとするお米や渋みがなくかぶせ茶のような甘味が特徴の「美杉茶」が栽培され、また生のこんにゃく芋だけを使い、ひとつひとつ手でまるめて作る「美杉こんにゃく」やマコモタケなどの特産物があります。

人口の減少に伴い高齢化が進み、美杉地域の高齢化率は令和4年9月末現在で62%になるそうです。これに付随するかのように農業者の高齢化も進んでいますが、私も一農業者として、来年も農作業に勤しみ、美杉清流米などの美杉の食の魅力を伝えなければと思っています。

\*\*\*\*\*  
編集委員会  
\*\*\*\*\*  
委員長 坂野 太徹  
太田 結城 晉三  
副委員長 中野 たつ子  
義政 諸戸 明 富本 政春

結城 晉三

津市のホームページから各種申請書、届書等のダウンロードができます。  
[津市農業委員会事務局](https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html)  
[検索](https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html)

### 《広告のコーナー》

**地産地消 !!** ~許認可・届出等の手続きは~  
**地元の『行政書士』にご相談ください!!**

✓ 農地や市街化調整区域に家を建てたい  
✓ 赤道の払い下げを受けたい  
✓ 相続手続き、遺言書や契約書を作成したい

三重県行政書士会 津支部 [検索](#)



### 収入保険に加入しませんか?

さまざまなリスクから農業経営を守ります!  
青色申告の実績が1年以上ある方、自分で作付している農産物を販売している方が対象になります。個人の方のお申込み期限は12月28日です。

津市から保険料等の半額(上限10万円)補助があります。  
ぜひご検討ください!

【お問い合わせ先】  
三重県農業共済組合 津市上浜町6-81-11  
☎ 059-224-0505 FAX 059-224-0507



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。)